

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年 9 月 13 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第 5 号

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を
改正する規程

第 1 条 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成 29 年大阪広域水道企業団管理規程第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（業務処理の原則） 第 3 条 指定事業者は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「法施行令」という。）、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「法施行規則」という。）、<u>条例、泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成 31 年大阪広域水道企業団管理規程第 10 号）、四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成 29 年大阪広域水道企業団管理規程第 20 号）、阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成 31 年大阪広域水道企業団管理規程第 11 号）、豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成 31 年大阪広域水道企業団管理規程第 12 号）、忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成 31 年大阪広域水道企業団管理規程第 13 号）、田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成 31 年大阪広域水道企業団管理規程第 14 号）、岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成 31 年大阪広域水道企業団管理規程第 15 号）、太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成 29 年大阪広域水道企業団管理規程第 21 号）、千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成 29 年大阪広域水道企業団管理</u>	（業務処理の原則） 第 3 条 指定事業者は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「法施行令」という。）、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「法施行規則」という。）、条例、<u>四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成 29 年大阪広域水道企業団管理規程第 20 号）、太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成 29 年大阪広域水道企業団管理規程第 21 号）、千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成 29 年大阪広域水道企業団管理規程第 22 号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。</u>

規程第22号)及びこの規程並びにこれらの規程の規定に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

第4条 条例第11条第1項の指定(以下「指定」という。)は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、法施行規則様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、企業長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

3 (略)

(1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類(以下「誓約書」という。)

(2) (略)

4 (略)

(指定の基準)

第5条 企業長は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定をしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

ア 精神の機能の障がいにより給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ～オ (略)

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(主任技術者の選任等)

(指定の申請)

第4条 条例第11条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定事業者として指定を受けようとする者は、法施行規則様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、企業長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

3 (略)

(1) 次条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類(以下「誓約書」という。)

(2) (略)

4 (略)

(指定の基準)

第5条 企業長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ～エ (略)

オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がある者

(主任技術者の選任等)

第11条 指定事業者は、指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任しなければならない。 2～4 (略) (事業の運営の基準) 第13条 (略) (1) 給水装置工事ごとに第11条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して<u>前条第1項各号</u>に掲げる職務を行う者を指名すること。 (2)～(6) (略)	第11条 指定事業者は、<u>第4条第1項</u>の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任しなければならない。 2～4 (略) (事業の運営の基準) 第13条 (略) (1) 給水装置工事ごとに第11条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して<u>第12条第1項各号</u>に掲げる職務を行う者を指名すること。 (2)～(6) (略)
---	---

第2条 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第5条 (略) <u>(指定の更新)</u> <u>第5条の2 指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</u> <u>2 前項の更新（以下「指定の更新」という。）の申請があった場合において、同項の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</u> <u>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</u> <u>(指定の更新の申請)</u> <u>第5条の3 指定の更新は、指定事業者の申請により行う。</u>	第5条 (略)

2 企業長は、指定の更新の申請時に、指定事業者が第13条の事業の運営に関する基準に従い、適正に給水装置工事業を運営していることを確認するための書面の提出を求めるものとする。

3 第4条及び第5条の規定は、指定の更新について準用する。

(指定証の交付)

第6条 企業長は、指定又は指定の更新をしたときは、指定給水装置工事業業者証（様式第1号。以下「指定証」という。）を交付する。

2 指定事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の規定により指定の取消しを受けたときは、指定証を企業長に返納しなければならない。

3 指定事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の規定により指定の効力の停止を受けたときは、指定証を企業長に提出しなければならない。

4 企業長は、前項の指定事業者が事業の開始を届け出たとき、又は第9条の規定による指定の効力の停止が満了したときは、指定証を返還するものとする。

5 指定事業者は、指定証の記載事項に変更があったとき、又は指定証を汚損し、若しくは紛失したときは、指定給水装置工事業業者証再交付申請書（様式第2号）により再交付を申請することができる。

(指定の取消し)

第8条 企業長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことがある。

(1) 不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。

(2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

(指定証の交付等)

第6条 指定事業者は、指定給水装置工事業業者証（様式第1号。以下「指定証」という。）の交付を受けようとするときは指定給水装置工事業業者証交付（再交付）申請書（様式第2号）を企業長に提出しなければならない。

2 指定証の交付を受けている指定事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定証を企業長に返納しなければならない。

3 指定証の交付を受けている指定事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の規定により指定の効力の停止を受けたときは、指定証を企業長に提出しなければならない。

4 企業長は、前項の指定事業者が、事業の開始を届け出たとき、又は第9条の指定の効力の停止が満了したときは、指定証を返還するものとする。

5 指定事業者は、指定証の記載事項に変更があったとき、又は指定証を汚損若しくは紛失したときは、様式第2号により再交付を申請することができる。

(指定の取消し)

第8条 企業長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことがある。

(1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。

(2) 第5条各号に適合しなくなったとき。

(3)～(8) (略) (指定等の公告) 第10条 (略) (1) (略) (2) <u>第5条の3第1項の規定により指定事業者の指定を更新したとき。</u> (3)・(4) (略)	(3)～(8) (略) (指定等の公告) 第10条 (略) (1) (略) (2) <u>第7条の規定により指定事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。</u> (3)・(4) (略)
---	--

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。



指定給水装置工事事業者証

指 定 番 号 第 号

氏 名 又 は 名 称

代 表 者 の 氏 名

有効期間の満了の日 年 月 日

上記の者は、大阪広域水道企業団 水道事業指定給水装置工事
事業者であることを証する。

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長



様式第 2 号（第 6 条関係）

指定給水装置工事事業者証再交付申請書

大阪広域水道企業団企業長 様
（ 水道事業）

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

印

指定給水装置工事事業者証の再交付を受けたいので、大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第 6 条第 5 項の規定により次のとおり申請します。

指 定 番 号	第 号
申 請 理 由	☐ 名称変更（法人のみ） ☐ 代表者変更（法人のみ） ☐ 汚損 ☐ 紛失

（注）指定給水装置工事事業者証は、指定番号、氏名又は名称、代表者の氏名、有効期間の満了の日を表示します。

（備考）この用紙の大きさは、A 列 4 番とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年9月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（以下「旧規程」という。）第4条第1項の指定（以下「指定」という。）を受けている指定給水装置工事事業者のこの規程の施行の日後の最初の改正後の大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（以下「新規程」という。）第5条の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、「令和元年9月30日から起算して5年を経過する日まで」とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定を受けた日が令和元年9月30日の5年前の日以前である場合の指定の有効期間は、令和元年9月30日から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までの期間とする。
 - (1) 指定を受けた日が平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間である場合 令和2年9月29日
 - (2) 指定を受けた日が平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間である場合 令和3年9月29日
 - (3) 指定を受けた日が平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間である場合 令和4年9月29日
 - (4) 指定を受けた日が平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間である場合 令和5年9月29日
 - (5) 指定を受けた日が平成25年4月1日から平成26年9月30日までの間である場合 令和6年9月29日
- 4 この規程の施行の際現に旧規程様式第2号により提出されている申請書は、新規程様式第2号により提出されたものとみなす。
- 5 旧規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規程の様式により作成した用紙として使用することができる。